



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 9 月 1 日 (木 曜 日) 第 336 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	
○家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 1	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定 (2 件) …… (“) 3	
○廃川敷地等の公示 (2 件) …………… (河川課) 3	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 4	
○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 4	
○技能検定 (後期) の実施…………… (雇用労働政策課) 4	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請 の適当の決定 (2 件) …………… (農村整備課) 6	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (5 件) …………… (“) 7	

告 示

宮崎県告示第 561号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-12	映画	デラカブ活動写真	ぴんくりんくフィルム	令和4年8月22日
4年-13	映画	快樂学園 教師も教え子も	池島組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 562号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 166号) 第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	3	西都市	令和4年8月9日及び8月16日

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年9月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	218号	西臼杵郡日之影町大字七折字道下10004番1地先から同郡同町同大字同字10037番1地先	旧	22.5~34.7	26.0
				新	12.9~33.9	26.0

宮崎県告示第 563号

			まで			
--	--	--	----	--	--	--

宮崎県告示第 564号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年9月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	えびの市大字杉水流字門田 522番 1 地先から同市同大字字法泉坊 5 24番11地先まで	旧	15.5～37.6	21.0
				新	15.5～22.6	21.0

宮崎県告示第 565号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年9月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327号	日向市東郷町山陰字又江野丙1422番 2 地先から同市同町山陰字船戸丙1609番 1 地先まで	旧	8.6～37.0	1062.9
				新	5.7～37.3	1062.9

宮崎県告示第 566号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年9月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	西都市聖陵町 2 丁目 27 番 1 地先から同市大字妻字平田 15 17 番 4 地先まで	旧	16.0～16.0	18.1
				新	16.0～21.5	18.1

宮崎県告示第 567号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	えびの市大字杉水流字門田 522番 1 地先から同市同大字字法泉坊 5 24番11地先まで	令和4年9月1日

宮崎県告示第 568号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市東郷町山陰字又江野丙1422番 2 地先から同市同町山陰字船戸丙1609番 1 地先まで	令和4年9月1日

宮崎県告示第 569号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 1 日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	西都市聖陵町2丁目27番1地先から同市大字妻字平田1517番4地先まで	令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 570号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 1 日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥蛇五日市線	えびの市大字杉水流字法泉坊 535番3地先から同市同大字同字 524番11地先まで	令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 571号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 1 日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市東郷町山陰字又江野丙1422番2

地先から同市同町山陰字船戸丙1609番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 9 月 16日

宮崎県告示第 572号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 1 日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡線	西都市聖陵町2丁目27番1地先から同市大字妻字平田1517番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 9 月 16日

宮崎県告示第 573号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 河川の名称

二級河川沖田川水系沖田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和 4 年 9 月 1 日

3 廃川敷地等の位置

(1) 延岡市石田町4092番の一部

(2) 延岡市石田町4268番6

(3) 延岡市石田町4268番7

(4) 延岡市石田町4268番8の一部

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 543.54㎡
- (2) 土地 938.48㎡
- (3) 土地 243.67㎡
- (4) 土地 15.45㎡

宮崎県告示第 574号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び小林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 河川の名称
一級河川川内川水系二十里川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和4年9月1日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) えびの市大字小田字前松原 696番2
 - (2) えびの市大字小田字前松原 697番2
 - (3) えびの市大字小田字前松原 697番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 土地 46.13㎡
 - (2) 土地 214.46㎡
 - (3) 土地 119.61㎡

宮崎県告示第 575号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 2022- 2	万代ホーム株式会社代表取締役濱田龍彦	日南市中央通1丁目8番15	6.00	39.23	令和4年8月22日

公 告

保安林の令和4年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	495.11
北川	土砂流出防備保安林	80.33

北川	干害防備保安林	1.84
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,201.16
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	193.75
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.70
五ヶ瀬川	魚つき保安林	0.93
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	863.71
五十鈴川	土砂流出防備保安林	0.00
五十鈴川	干害防備保安林	20.93
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	1,709.63
耳川	土砂流出防備保安林	93.96
耳川	干害防備保安林	0.79
小丸川上流	水源かん養保安林	263.44
小丸川上流	土砂流出防備保安林	14.32
小丸川上流	干害防備保安林	0.03
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,591.37
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	119.53
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	904.00
小丸川下流	土砂流出防備保安林	27.76
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	629.70
川内川上流	土砂流出防備保安林	65.94
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	16.66
大淀川本流	水源かん養保安林	1,221.74
大淀川本流	土砂流出防備保安林	150.67
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.07
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,593.11
本庄川	土砂流出防備保安林	12.28
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	0.12
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,038.53
大淀川中流	土砂流出防備保安林	54.77
大淀川中流	干害防備保安林	1.32
広渡川	水源かん養保安林	1,018.95
広渡川	土砂流出防備保安林	159.98
広渡川	干害防備保安林	1.68
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	379.07
福島川	土砂流出防備保安林	10.74
福島川	干害防備保安林	1.41

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第 2 項の規定により、令和4年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。
令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種 (作業)

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1 級及び 2 級

さく井 (ロータリー式さく井工事作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)、縫製機械整備 (縫製機械整備作業)、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)、ガラス施工 (ガラス工事作業)、機械・プラント製図 (機械製図 CAD 作業)、電気製図 (配電盤・制御盤製図作業)、塗装 (鋼橋塗装作業) 及び広告美術仕上げ (広告面粘着シート仕上げ作業)

(3) 3 級

機械加工 (普通旋盤作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建築大工 (大工工事作業)、配管 (建築配管作業)、機械・プラント製図 (機械製図 CAD 作業)、電気製図 (配電盤・制御盤製図作業) 及び広告美術仕上げ (広告面粘着シート仕上げ作業)

2 実施等級等

特級、1 級、2 級及び 3 級 (各等級の実施職種は、1 のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和 4 年 12 月 5 日 (月曜日) から令和 5 年 2 月 12 日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

(ア) 実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 18,200円

ただし、次の(イ)から(ロ)までに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。

(イ) 技能検定 2 級又は 3 級の実技試験を受けようとする 25 歳未満の者 (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 3

19 号) 別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ロ)に掲げる者を除く。) であって、雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 4 条第 1 項に規定する被保険者 (以下「雇用保険被保険者」という。) であるものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 9,200円

(ウ) 技能検定 3 級の実技試験を受けようとする在校生 (職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練 (職業能力開発促進法施行規則 (昭和 44 年労働省令第 24 号) 第 9 条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練 (以下「短期訓練課程」という。) を除く。) を受けている者若しくは同法第 25 条の規定により設置される職業訓練施設において同法第 24 条第 3 項に規定する認定職業訓練 (短期訓練課程を除く。) を受けている者 (現に雇用されている者を除く。) 若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校 (同法第 66 条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校 (同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学する者をいう。(ロ)において同じ。) であって、(ロ)に掲げる者以外のものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 12,100円

(エ) 技能検定 3 級の実技試験を受けようとする 25 歳未満の在校生 (出入国管理及び難民認定法別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) であって、雇用保険被保険者であるものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 3,100円

なお、上記(イ)及び(ロ)に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の 4 月 1 日における年齢とする。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和 4 年 11 月 28 日 (月曜日) 以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検定職種 (作業)	実施期日
鍛造 (ハンマ型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業 (1・2 級))、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業) 及びガラス施工 (ガラス工事作業)	令和 5 年 1 月 22 日 (日曜日)
特級全職種、さく井 (ロータリ	令和 5 年 1 月 29 日

<p>一式さく井工事作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作(家具手加工作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図CAD作業)</p>	<p>(日曜日)</p>	<p>令和4年10月3日(月曜日)から令和4年10月14日(金曜日)まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。</p> <p>イ 本人確認書類の写しを申請書の裏面貼付欄に貼り付けること。</p> <p>ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。</p>
<p>機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業(3級))、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、縫製機械整備(縫製機械整備作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)</p>	<p>令和5年2月5日 (日曜日)</p>	<p>5 手数料の納付方法等</p> <p>(1) 実技試験の手数料の額(18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3(1)ウ(イ)から(ウ)までに掲げる額。)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて添付すること。</p> <p>(2) 手数料は、銀行振込により納付すること。</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。</p> <p>(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>(5) 令和4年度技能検定試験(後期)は、今後の新型コロナウイルス感染症に係る状況によっては中止又は延期となる場合がある。その場合は、受検手数料は返還する。</p>
<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し</p> <p>ウ 本人確認書類の写し 次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。ただし、氏名及び生年月日が確認できるものに限る。</p> <p>(ア) 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート(写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書</p> <p>(イ) 特別永住者証明書</p> <p>(ロ) 健康保険被保険者証</p> <p>(ハ) 生徒手帳又は学生証</p> <p>(ニ) 在留カード</p> <p>(ホ) 外国パスポート(写真欄と日本国査証欄)</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花山西2丁目4番地3</p> <p>(3) 受付期間</p>		<p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、令和5年3月10日(金曜日)に県庁本館前掲示板及び県庁ホームページに掲示する。</p> <p>(3) 技能検定合格証書等の交付 特級及び1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。</p> <p>また、このほか、厚生労働大臣から、特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章をそれぞれ交付する。</p> <p>7 その他 技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階) 電 話 0985(26)7107 宮崎県職業能力開発協会 電 話 0985(58)1570</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用</p>

する同法第8条第1項の規定により、狭野土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和4年9月1日から令和4年10月3日まで
- 3 縦覧場所
高原町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和4年9月1日から令和4年10月3日まで
- 3 縦覧場所
高原町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、霧島狭野原土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、宇都土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--